

検察・マスコミの冤罪！「小沢一郎の政治とカネ」

西松事件一事件消滅 西松建設から、ダミー政治団体を通じて小沢一郎氏ほか自民党議員らへの迂回献金

が行われたとして東京地検特捜部が09年3月、小沢一郎公設秘書・大久保隆規氏を政治資金規正法違反で逮捕。小沢一郎氏は民主党代表を引責辞任。政権交代前に、「小沢総理」は阻止された。

(元参議院議員 平野貞夫氏) http://www.the-journal.jp/contents/hirano/2010/05/post_14.html
五月十三日(木)、三人の経済人から夕食に招かれた。(中略) 其中で、驚くべき情報を教えられた。A氏の発言で要点は次のとおり。「私はM元法務大臣と昵懇で、時々会食していた。昨年三月西松事件で小沢事務所の大久保秘書が逮捕された問題について、『あれは私が指示した事件だ』と、現職の法務大臣からの直接の話を聞いた。こんなことが許されてよいのか、と驚いた」

- ・同様に献金を受けたとされる他の自民党議員について、マスコミはほとんど触れなかった。
- ・公判で、政治団体はダミーではなく実体があったことが判明。検察の主張は崩れた。
- ・大久保氏隆規氏が無罪確定となったため、公判維持不能となり西松事件は消滅した。

陸山会事件一秘書が無罪なら「共犯」小沢も無罪

小沢一郎の資金管理団体「陸山会」が秘書寮としての土地費用、小沢一郎氏からの借入金4億円を、04年の政治資金収支報告書に収入記載せず、土地代金支出も、04年10月ではなく05年1月と虚偽記載したとされる事件。東京地検特捜部は、水谷建設元会長・水谷功氏の「裏献金1億円を渡した」との証言をもとに、裏献金が土地代に充てられたとして10年1月、石川知裕議員・池田光智氏(いずれも元小沢秘書)を逮捕、大久保隆規氏を再逮捕した。

水谷建設元会長 本誌に激白(2011/2/2付 日刊ゲンダイ) ・記者「裏ガネ疑惑・証言内容は本当だったのか」 ・水谷氏「分かんないよ。知らないよ」 ・記者「04年と05年の2回、石川、大久保両被告に水谷建設がカネを渡したと報じられています」 ・水谷氏「石川、大久保なんて会ったこともない。石川被告の顔は報道でクローズアップされて知っているが、それまで石川のイの字も知らなかった」

- ・「裏ガネ1億円」は、またも東京地検特捜部の捏造か。
- ・水谷氏には、06年福島県汚職事件で、脱税の実刑回避のため地検特捜部と取引、偽証の前歴がある。
- ・東京地検特捜部は、石川知裕・小沢一郎を一年以上捜査したが、裏ガネの実体は出てこなかった。
- ・「収支報告書の記帳の2ヵ月遅れ」など犯罪性がなく、通常は記述訂正で済む。
- ・秘書らによる政治資金収支報告書虚偽記載の共犯容疑さえ、検察は小沢一郎を嫌疑不十分で不起訴とした。
- ・10年9月、前検事総長・大林宏は会見で、「小沢氏を有罪とする証拠はない」と言明。
- ・石川知裕議員は、10年5月に東京地検の任意の再聴取で、担当検事から執拗な供述の誘導を受けた際、この会話を録音していた。石川議員は聴取の中で「裏ガネ授受」を否定、担当検事もこれを認めている。

5時間半の録音資料より石川議員弁護側が抽出した会話 http://www.the-journal.jp/contents/newsspiral/the_journal110127.pdf
(録音 00:24:05 頃～)・石川「威勢のいいことって言ったって、水谷建設からもらっていないもん、当たり前じゃないですか」 ・検事「そりゃいいんだけどさ、それは誰も気にしてないのよ」
(録音 04:22:02 頃～)・石川「まだ検察の中には、私が5000万円を受け取っていると思っていちゃる方がいるんだろうから、それはちょっと残念ですよ。」・検察官「いいんだよ。それはもう、そっちの方がむしろ多いくらいで、やっぱりね、やっぱりさあ、なんて言うのかなあ、そここのころは、ちゃんと理解しているのは、俺と吉田正喜(註:東京地検特捜部副部長)しかいないと思うんだよ。」「あはは、吉田正喜もずるいから、そういうところは絶対公には言わないんだけど。あの事実はありませんね、とかは言わないんだけど。はっはっは。」

- ・「検察側は心理的圧迫と利益誘導を織り交ぜながら巧妙に誘導した」と、東京地裁(登石郁朗裁判長)は本年6月30日、検察側調書38通のうち12通を全文却下、ほかの調書にも部分的却下を決定した。

- ・大久保隆規氏の取調べ検事は、郵便不正事件で村木厚子氏を陥れるためフロッピー情報を書き換えた前田恒彦。検察は前田元検事による大久保調書を撤回した。
- ・土地代金は小沢一郎個人が04年10月に支払い仮登記、本登記が05年1月。同時期に陸山会に使用権を、土地代金と引き換えに設定。陸山会の収支報告書への支出記帳「05年1月」は虚偽にあたらない。
- ・西松事件はすでに消滅、陸山会事件は大久保調書が証拠不採用、また石川議員への検察の供述誘導の事実により、両者とも無罪の可能性が高い。「主犯」の秘書らが無罪なら、「共犯」小沢一郎氏も当然、無罪である。

検察審査会一理由なき起訴

10年4月、東京第五検察審査会は小沢一郎の「起訴相当(検察が再捜査し、起訴を検討)」を議決。検察は5月、再度小沢氏を不起訴としたが、東京第五検察審査会は9月14日、小沢一郎の「関与を強くうかがわせる」として起訴議決を下した。

(※第五審査会による「議決の要旨」より抜粋)【議決の趣旨】 別紙犯罪事実につき、起訴すべきである。 4. 被疑者供述の信用性 (1)被疑者の本件土地購入資金4億円の出所について、被疑者の当初の説明は著しく不合理なものであって、到底信用することができないものである上、その後、その説明を変えているが、変更後の説明も著しく不合理なものであって、到底信用できないものである。被疑者が本件4億円の出所について明らかにしようとしなかったことは、被疑者に収支報告書の不記載、虚偽記入に係る動機があったことを示している。

- ・「別紙犯罪事実」は、土地代金の記載2ヶ月遅れの件だけであるが、議決本文には、「(1)被疑者の本件土地購入資金4億円の出所」、「虚偽記入に係る動機があった」など、根拠のないウラ金疑惑がまた持ち出されている。
- ・検察の不起訴処分でも、第五検審の一度目の「起訴相当」議決にも、ウラ金を推定する内容は含まれておらず、二度目の検審議決の中に突然持ち出されているが、審査対象の要件から逸脱している。
- ・金額のごまかしは全くないのに、記載時期を理由に「起訴すべき」など異常な議決であり前例がない。
- ・議決日は民主党代表選の同日9月14日。小沢一郎が勝っていたら即公表し「小沢総理」潰しに使った?
- ・東京第五検察審査会の審査員平均年齢は、34.55歳と発表されたが、①若すぎる。②くじ選出で全員入れ替えたとされるが、一回目議決の際の審査員平均年齢も同じ34.55歳であり、公正なくじなら確率上起こりえない。
- ・検察審査会は立法・司法・行政のいずれに属するかの規定がなく、違憲性が指摘されている。

「憲法31条は『刑事罰を科すには適正手続きによる』と規定し、検察官が起訴する場合もきちんとした理由を示している。ところが、検察審には判断基準がなく、多数決で起訴を決めるという『完全自由裁量』のようです。今回のような(犯罪事実が勝手に加わった)理由なき起訴が許されれば憲法違反と言わざるを得ません」行政法学者・櫻井敬子教授 2010/10/16付 日刊ゲンダイ

強制起訴(検審起訴)

2011年1月31日、小沢一郎は起訴議決にもとづき、検察官役の指定弁護士3名により、政治資金規正法違反(虚偽記載)で起訴された。マスコミ各社は、「小沢一郎 強制起訴」と報道。

「最大限努力して早期に完全無罪を得るため努力する。元秘書と小沢元代表との共謀はなく、罪になるようなことはない。検察審の2度目の議決も要件を満たしていない(小沢側弁護士、弘中惇一郎氏)」
「検察審査会の議決にある通り、検察審査会制度は『国民の責任において、公正な刑事裁判の法廷で黑白をつけようとする制度である』とのことです。検察審査会の議決による起訴は、検察の起訴のように有罪の確信があって行うのではなく、法廷で『白黒』をつけるために行くと当の検察審査会自身が述べているわけです。従って、私は、全国民に開かれた法廷の場においても真実を述べて参ります。そして、何よりも、従来から様々な機会でも申し上げてきたとおり、何一つ私自身やましいことはありません。これからの裁判において私が無実であることは自ずと明らかになります。(起訴同日 小沢一郎氏見解)